

防大総第197号  
平成20年2月18日

各 部 長  
学術情報センター長 殿  
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

改正 平成21年3月31日防大総第542号	平成27年4月10日防大総第532号
平成28年3月31日防大総第427号	平成30年3月30日防大総第346号
令和2年12月21日防大総第1834号	令和3年9月8日防大総第1319号

標記について、別添の通達（防防調第4608号。19.4.27）（以下「次官通達」という。）第2章によるほか、下記により実施されたい。

記

第1 注意電子計算機情報の定義等

- 1 情報システム（ハードウェア、ソフトウェア（プログラムの集合体をいう。）、ネットワーク又は記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。以下同じ。）において取り扱われる情報（以下「電子計算機情報」という。）であって、防衛省の職員以外の者又は当該事務に関与しない防衛省の職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの（以下「注意電子計算機情報」という。）の取扱いについては、本通達の定めるところによる。
- 2 注意電子計算機情報を格納した可搬記憶媒体（パソコン又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう（外付けハードディスクを含む。））については、注意文書等の取扱いについて（防大総第793号。47.12.7）の規定を適用するものとする。

第2 システム担当統括管理者及びシステム担当管理者

- 1 次官通達第9第1項に規定する防衛大学校長（以下「学校長」という。）が指定するシステム担当統括管理者は、総務部長（防衛大学校の情報保証に関する達（平成19年防衛大学校達第13号）に規定する業務を除く。）とする。
- 2 システム担当統括管理者は、本通達で定める事務を行い、システム担当管理者が行う事務を統括するものとする。
- 3 次官通達第9第3項に規定する学校長が指定するシステム担当管理者は、各課長、先端学術推進機構事務室長、総合情報図書館事務長、学術情報官、各教育室長、各学科長及び総括首席指導教官とする。
- 4 システム担当管理者は、本通達で定めるところにより、システム担当統括管理者の統括の下に、情報システムにおいて取り扱われる注意電子計算機情報の取扱いを

適切に実施するために必要な業務を行うものとする。

### 第3 注意電子計算機情報の取扱い

- 1 防衛省の職員は、注意電子計算機情報について、防衛大学校におけるファイル暗号化ソフトの維持・管理について（防大総第1029号。19. 7. 30）（以下「ファイル暗号化学校長通達」という。）第2項第4号に規定するファイル暗号化ソフトが導入されたパソコン等以外の情報システムで取り扱ってはならない。
- 2 システム担当統括管理者は、注意電子計算機情報を取り扱う情報システムに入力してはならない電子計算機情報を定めることができる。

### 第4 防衛省外において取扱い上の注意を要する文書等をパソコン等の事務機器により取り扱う場合

防衛省の職員は、防衛省外において取扱い上の注意を要する文書等をパソコン等の事務機器により取り扱う必要がある場合、様式第1により、当該文書等を取り扱う者が所属するシステム担当管理者又はその職務上の上級者の許可を得て取り扱うこと。また、作成が終了した時には、許可を得た者に対し、取扱い時の状況を含め、その旨を報告すること。

### 第5 教育

システム担当統括管理者は、その監督するシステム利用者に対し、注意電子計算機情報の取扱いに関する教育を実施するものとする。

### 第6 システム利用者の登録

- 1 システム担当管理者は、注意電子計算機情報を情報システムに格納したときは、当該注意電子計算機情報に関する事務を行うシステム利用者を、様式第2により録しななければならない。この場合において、組織を単位として登録させることができる。
- 2 前項の登録の範囲は、必要な最小限度にとどめなければならない。
- 3 第1項のシステム利用者の登録については、ファイル暗号化学校長通達第5項第4号に規定するファイル暗号化ソフト利用者管理簿をもって替えることができる。

### 第7 可搬記憶媒体への格納

注意電子計算機情報を取り扱う情報システムにおいて防衛省の職員は、注意電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納するに当たり、所定の暗号による秘匿措置を講じなければならない。ただし、当該秘匿措置を講じることにより職務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあり、システム担当統括管理者又はシステム担当管理者がやむを得ないと認める場合に限り、当該秘匿措置を講じることなく注意電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納することができる。

### 第8 バックアップ

バックアップ（電子計算機情報の破壊又は情報システムの破壊、故障その他の事情により電子計算機情報の取扱いに支障が生じる場合に備え、情報システムに格納された電子計算機情報を複製する行為をいう。以下同じ。）した注意電子計算機情報を管理する場合、システム担当管理者は、取扱い及び管理を適切に実施するものとする。

## 第9 注意電子計算機情報の伝達

注意電子計算機情報の伝達については、次官通達第1章第6の規定を適用する。

## 第10 注意電子計算機情報の電気通信による伝達

注意電子計算機情報を電気通信（電話を除く。）の方法により伝達するときは、秘匿化の措置を講じたものによらなければならない。ただし、伝達による漏えいのおそれがないと認められる施設内において有線で行われる場合は、この限りでない。

## 第11 バックアップの破棄

バックアップにより複製された注意電子計算機情報の破棄は、確実な方法（電子計算機にあつては抹消、可搬記憶媒体にあつては粉碎等）で行うものとする。

## 第12 情報システムの設置場所及び施設

システム担当管理者又はその職務上の上級者は、情報システムを設置する場所及び施設について、注意電子計算機情報の取扱いを適切に実施するため、施錠の措置等を講じなければならない。

システム 担当管理者		申請者

※ 氏を記入する。

防衛省外において「取扱い上の注意を要する文書等」  
をパソコン等で取扱う許可申請書

学校長通達（防大総第197号。20. 2. 18）第4の規定に基づき、下記のとおり使用したいので申請する。

記

1 使用日時：

2 場 所：

3 使用 者：

4 使用目的：

5 使用事務機器の所有者

(1) 組織（会社）等名：

(2) 所属部署名及び担当者

ア 所属部署名：

イ 担 当 者：  
(連絡先)

6 その他

